



G ガバナンス体制の強化

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本構造と経営執行体制

コスモエネルギーグループは、2015年10月の持株会社体制への移行とともに、社外取締役の比率を高め取締役会の監査・監督機能を強化すること等を目的として監査等委員会設置会社となりました。また、経営の監督と業務執行機能を明確に分離することを目的に、執行役員制度を導入しています。事業環境の変化に即応し、迅速な意思決定を行うため、一部の権限を執行役員に委譲しています。

取締役会

取締役会は、社内取締役6名（うち監査等委員である取締役1名）と社外取締役4名（うち監査等委員である取締役2名）の合計10名で構成され、経営の基本方針等重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しています。取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図るため、持株会社体制への移行とともに社外取締役を2名増員しました。（4名の社外取締役のうち2名が独立社外取締役）社外取締役が必要とする情報は、直ちに報告する体制が整っています。

監査等委員会

社内取締役1名、独立社外取締役2名の計3名の監査等委員で構成される監査等委員会は、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営にかかわる全般の職務執行の状況について、監査・監督を実施しています。委員長は独立社外取締役が務めます。

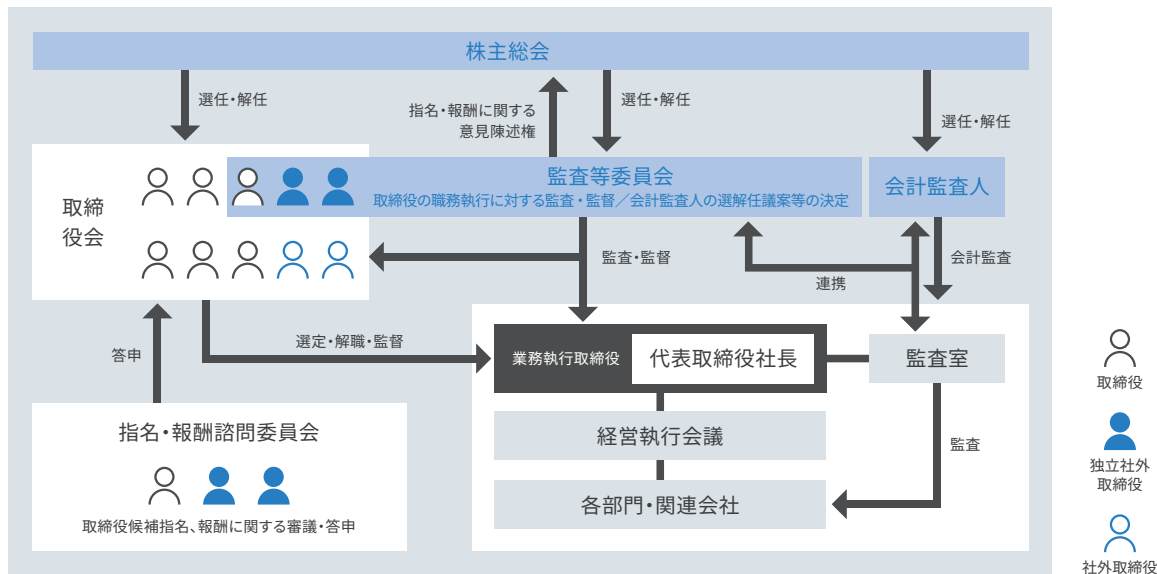
経営執行会議

コスモエネルギーグループは、意思決定および監視監督機能を担う「取締役」と、業務執行を担う「執行役員」の役割と責任を明確にするため、執行役員制度を導入しています。経営執行会議は社長の諮問機関として社長執行役員を含む主要な執行役員、監査等委員である取締役により構成されます。取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する意思決定を行っています。

指名・報酬諮問委員会

取締役の候補者および報酬の決定プロセスに関して透明性と客観性を確保することを目的に、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しています。同委員会は、社内取締役1名、独立社外取締役2名の計3名で構成され、役員の指名・報酬に関する審議を行います。委員長は独立社外取締役が務めます。

コーポレート・ガバナンス体制図

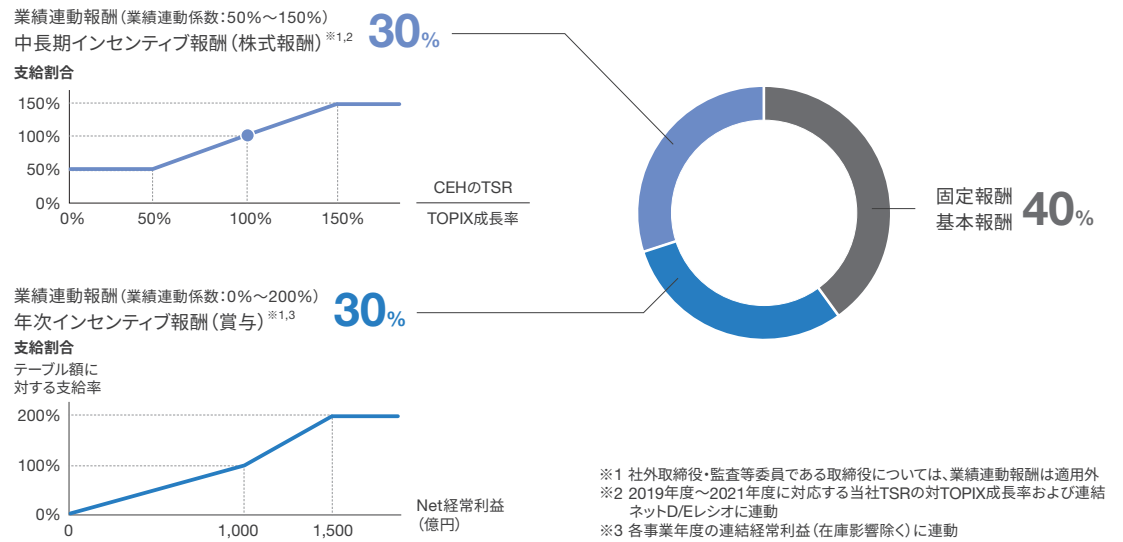


役員報酬制度

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）および執行役員を対象として、中長期的な業績の向上と企業価値拡大、株主の皆様との利益共有を目的に新たな業績連動型報酬制度を2018年度より導入しています。同制度は、各事業年度の連結業績指標に連動する年次インセンティブ報酬（賞与）と、その年度から連続する3事業年度に対応する当社TSR（Total Shareholder Return、株主総利回り）の対TOPIX成長率および連結ネットD/Eレシオに連動する中長期インセンティブ報酬（株式報酬）で構成され、いずれも業績連動係数が定められており、

経営努力の結果が反映される仕組みとなっています。報酬体系は、基本報酬：年次インセンティブ報酬（在庫影響を除いた連結経常利益1,000億円時）：中長期インセンティブ報酬（株価条件100％達成時）＝4：3：3の割合となるよう設定されています。株式報酬制度は、信託方式を利用したインセンティブプランであり、取締役および執行役員が株主価値の増減を株主の皆様と共有することで、長期的な視点から企業価値拡大を意識した経営を動機付ける仕組みです。

役員報酬制度体系



取締役会実効性評価

評価の方法

実施に先立ち2019年度の取り組み状況について意見交換を行い、その後無記名のアンケート調査を実施しました。アンケート項目は取締役会の構成・役割・運営、コーポレートガバナンス・コードへの対応、取締役会の実効性等に関する全33問の数値評価に加え、各項目の課題認識、改善案等について多くの自由記述欄を設けました。全取締役から得られたアンケート回答は、取締役会事務局で集計・分析を行い、取締役会にて評価および今後の取り組み方針を議論しました。

評価結果の概要

以下の点から当社取締役会は実効性が概ね確保できている。また実効性向上に継続的に努めているものと分析・評価しております。

- 取締役会は適切な人数で構成され、自由闊達な意見交換ができる公平な場になっていたこと。
- 女性取締役の登用により多様性が向上したこと。
- 社外取締役への情報提供を適切に実施していること。
- 重要な案件の議論が従来以上に深められていること。